

2020年11月25日

各位

会社名 メタウォーター株式会社
 代表者名 代表取締役社長 中村 靖
 (コード番号：9551 東証第一部)
 問合せ先 取締役 経営企画本部長 加藤 明
 (TEL. 03-6853-7317)

第三者割当による自己株式の処分及び自己株式の消却に関するお知らせ

当社は、2020年11月25日開催の取締役会において、次のとおり、第三者割当による自己株式の処分を行うことについて、また、あわせて、自己株式の消却を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の処分の概要

(1)処分期日	2021年1月15日
(2)処分株式の種類及び株式数	当社普通株式 175,400株(注)
(3)処分価額	一株につき2,484円
(4)処分総額	435,693,600円(注)
(5)処分方法	第三者割当の方法による
(6)処分予定先	メタウォーター従業員持株会
(7)その他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

(注) 持株会は、本日開催予定の持株会理事会の決議を経て、十分な周知期間を設けて当社従業員に対する入会プロモーションを実施し、持株会への入会希望者を募ります。このため、処分株式数（募集株式数）及び処分総額（払込総額）は、プロモーション終了後に確定します。対象者数が確定した場合の処分株式数（募集株式数）及び処分総額（払込総額）等につきましては、確定次第速やかにお知らせする予定であります。

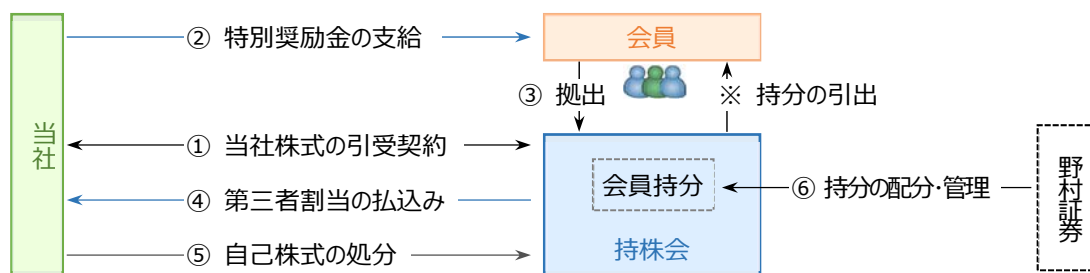
2. 処分の目的及び理由

当社は、2020年11月25日、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、業務に従事する当社従業員への感謝の意を含めた慰労と、当社従業員が株主の視点に立ち、より一層経営に興味をもち当社の中長期的な企業価値を高めていくことを企図して、当社の発行する普通株式（以下、「当社株式」といいます。）を、メタウォーター従業員持株会（以下、「持株会」といいます。）の会員（以下、「会員」といいます。）に対し、特別奨励金として付与すること（以下、「本スキーム」といいます。）を決定いたしました。

本スキームは、会員に特別奨励金を付与し、当該特別奨励金の拠出をもって持株会に自己株式を処分する（以下、「本自己株式処分」といいます。）もので第三者割当の方法によるものです。処分株式数につきましては、1.自己株式の処分の概要の(注)に記載のとおり、後日確定いたしますが、最大175,400株を持株会へ処分する予定です。

なお、希薄化の規模は、2020年10月1日現在の発行済株式総数 51,847,000 株に対する割合は 0.34%、2020年10月1日現在の総議決権個数 434,318 個に対する割合は 0.40%（いずれも小数点以下第3位を四捨五入しています。）となります。

3. 本スキームの仕組み



- ① 当社と持株会は、自己株式の処分及び引受けに関する株式引受契約を締結します。
 - ② 当社は会員に特別奨励金を支給します。
 - ③ 会員は支給された特別奨励金を持株会に抛出します。
 - ④ 持株会は会員から抛出された特別奨励金を取りまとめ、第三者割当による自己株式処分に対する払込みを行います。
 - ⑤ 当社は持株会に対して自己株式を処分します。
 - ⑥ 割当てられた当社株式は、持株会が持株事務を委託している野村証券を通じて、持株会内の会員持分に配分・管理されます。
- ※ 会員は個人名義の証券口座に任意に引出すことができます。

4. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本スキームの導入を目的としております。処分価額につきましては、2020年11月24日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社株式終値である 2,484 円としております。これは、取締役会決議日直前のマーケット・プライスであり、合理的と考えております。

なお、この価格の東京証券取引所における当社株式の終値平均からの乖離率(小数第三位を四捨五入しています。)は、次のとおりとなります。

期間	終値平均（円未満切捨て）	乖離率
1ヶ月（2020年10月26日～2020年11月24日）	2,434 円	2.05%
3ヶ月（2020年8月25日～2020年11月24日）	2,328 円	6.70%
6ヶ月（2020年5月25日～2020年11月24日）	2,338 円	6.24%

(注) 当社は 2020年8月27日開催の取締役会決議により、2020年10月1日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割いたしました。上記の終値平均は、上記対象期間の前日に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

取締役会に出席した監査役 3 名全員（うち社外監査役 2 名）は、上記処分価額について、本自己株式処分が本スキームの導入を目的としていること、及び処分価額が取締役会決議日の前営業日の終値であることに鑑み、割当先に特に有利な処分価額に該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適正である旨の意見を表明しています。

5. 企業行動規範上の手続き

本自己株式処分は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

6. 自己株式の消却の概要

会社法第 178 条の規定に基づき、以下のとおり、本自己株式処分により処分する株式数と同数の株式を本自己株式処分の処分期日に確定し、消却予定日に消却いたします。

(ご参考)

- (1) 消却する株式の種類 当社普通株式
- (2) 消却する株式の数 175,400 株
- (3) 消却予定日 2021 年 1 月 29 日

以上